

○盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開事務取扱規程

平成18年3月16日訓令第1号

改正 平成19年3月28日訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第2号）及び管理者が管理する行政情報に関する盛岡・紫波地区環境施設組合行政情報公開条例施行規則（平成18年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第1号）の施行に関し、行政情報の公開等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(行政情報の公開等の事務の取扱い)

第2条 行政情報の公開等の事務の取扱いについては、矢巾町行政情報公開事務取扱規程（平成12年矢巾町訓令第1号。以下「矢巾町規程」という。）の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、公開窓口の設置場所は、矢巾町規程第2条第2項の規定にかかわらず盛岡・紫波地区環境施設組合事務局とし、同矢巾町規程第9条第5号の矢巾町文書管理規程（平成12年矢巾町訓令第4号）を盛岡・紫波地区環境施設組合文書取扱規程（昭和58年盛岡・紫波地区環境施設組合訓令第4号）に、同矢巾町規程第14条第2号の矢巾町会計規則（平成19年矢巾町規則第18号）を盛岡・紫波地区環境施設組合会計規則（平成19年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第5号）に読み替えるものとする。

附 則（平成19年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。